

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名:自由民主党議員団)

(議員名:中田 慎也)

整理 番号	使 途 項 目	
	事務所費	
4-1	明細は、次ページに添付。	共通案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明 兵庫県伊丹市に開設している事務所賃料。 本経費は政務活動とそれ以外の議員活動とが混在するケースであることから、共通案分率を適用し、充当率は50%とした。

領 収 書

2021年4月20日

兵庫県議会議員 中田 慎也 事務所 様

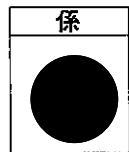


但し 4月分家賃
上記の金額正に領収致しました



株式会社 コーポ

〒664-0846 伊丹市伊丹5丁目9-3
PHONE:072-770-5795(代) FAX:072-770-9560



請 求 書

令和 3 年 3 月 12 日
請求番号NO. 20210312

兵庫県議会議員 中田慎也事務所 御中
様

下記の通りご請求申し上げます。

件名

支払条件

振込先

株式会社コーワ

担当

住所 伊丹市伊丹5丁目9-3

電話 072-770-5795

FAX: 072-770-9560

合計金額 ¥124,229.- (消費税等込み)

商品コード	品名	数量	単価	金額
	室料 4月分 (税別)			102,689
	電灯電力 2/8~3/7 (税込)			11,271
	水道代			
			小 計	113,960
			消 費 税	10,269
			合 計	124,229

<備考>

覚書

株式会社コーワ 武内重治（以下「甲」という）と中田事務所（以下「乙」という）の間において下記の条項において覚書きを締結する。その他の条項については原契約通とする。

1. 定期建物賃貸契約書、に定める賃料を平成30年6月より

月額 金102,689円（消費税別途）に改訂する。

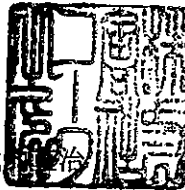
以上覚書きを締結し甲、乙各一部を保管する。

平成30年5月31日

甲 伊丹市伊丹5丁目9番3号

株式会社コーワ

代表取締役 武



乙



中田 慎也

不 動 産 賃 貸 借 契 約 書

賃貸借物件の表示	名 称	グランドハイツコーワ	区分	2-14	
	所 在 地	伊丹市中央1丁目 2-6			
	構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階建 階部分 複合ビル			
	間 取 他	41.70 m ²			
		関西電力、上下水道、都市ガス			

賃貸借条件	契約期間	平成27年6月 / 日から平成30年5月31日まで					
	[重要] 本契約は礼金を考慮した賃料であり、乙及び丙は礼金を十分理解して契約したものである						
	礼金	金	_____ 円也	消費税別途	金	_____ 円也	
	賃料(月額)	金	116,949 円也	消費税別途	金	9,356 円也	
	共益費(月額)	金	_____ 円也	消費税別途	金	_____ 円也	
	看板代(月額)	金	_____ 円也	消費税別途	金	_____ 円也	
	礼金確認	本契約の礼金とは特定の賃貸物件の借主となる為の対価として、賃貸契約時に乙から甲へ支払われる金員であり、本契約を解約しても返還されません。 上記内容を理解しました。氏名 中田 慎也					
	鍵NO・本数	スパー鍵 1本					
	振込口座	XXXXXXXXXXXX					
		口座名義 株式会社コーワ 代表取締役 武内重治					
	使用目的						
	入居者	続柄	氏 名	年齢	続柄	氏 名	年齢
		***	*****	**	***	*****	**
		***	*****	**	***	*****	**
		***	*****	**	***	*****	**

貸主と借主と連帯保証人は左記物件について裏面条項の通り貸貸借契約を締結し、署名押印して本契約書2通作成し甲乙各一通を保有する。

平成 27 年 5 月 25 日

貸貸人(甲)

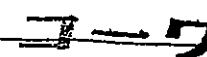
住所

〒864-0846

氏名

伊丹市伊丹5-3-3

電話

株式会社 

代表取締役 武内重治

賃借人(乙)

本籍地

氏名

中田 慎也

電話

連帯保証人(丙)

住所

氏名

実印

電話

続柄

連帯保証人(丙)

住所

氏名

実印

電話

続柄

第1条 (賃貸条件)

この賃貸借契約の目的物件、契約期間、敷金、敷引、礼金、賃料、共益費、使用目的、入居者は表記のとおりとし、使用目的の変更は認めません(居住用は一切の営業行為、看板等の掲示は禁止)尚、乙が自ら使用せず表記入居者を居住させるための契約を締結した場合であっても、乙は表記入居者以外の者を表記物件に入居させることは出来ない(入居者の入替等は不可)。

第2条 (保証金)

1. 保証金とは敷引が有る場合は敷金より敷引を差引いた部分を保証金とし、敷引が無い場合は敷金全額を保証金とする。
2. 保証金は乙が本物件を明け渡しするまで乙は甲に預託する。但し、保証金は無利息とし、金融機関等の担保等に供することは出来ない。

第3条 (礼金・敷引)

本契約に定める礼金又は敷引とは、礼金は本契約の締結時に乙から甲に支払われる金員であり、敷引は本契約の締結時に乙から甲へ支払われた敷金より本契約締結時に差引く金員であり、どちらの場合も特定の賃貸住宅の借主となる為の対価として、乙から甲へ支払われる金員であり、本契約を解約しても本契約に特別に定めが無い限り乙へは返還されない金員である。

尚、本契約の賃料等の条件は礼金及び敷引を考慮して設定された賃貸借条件である。

第4条 (支払い方法・日割賃料)

1. 賃料等、その他共益費等を必要とするときはそれも共に毎月末日までに、その翌月分を甲の指定の口座へ乙が振込むこと。(毎月の請求書等は発行しないものとする。尚、振込費用等は乙の負担とし、振込みの控えを領収書とし、別途領収書の発行はしないものとする。)
2. 契約時の1ヶ月未満の日数に対するものは日割計算による。
3. 解約時の1ヶ月未満の日数に対するものは日割計算いたしません、月末単位で月割り計算し、必ず月末単位で解約をすること。

第5条 (物件引渡し)

甲より乙へ本物件引渡しは表記契約期間の開始日とする。

第6条 (修理負担)

1. 本物件の消耗品(畳、襖、その他付属設備類合)に関しては、乙の負担とする。
2. 本物件等に乙及び乙の関係者の故意過失その他乙及び乙の関係者の責任に属する修理等は乙の負担とする。尚、修理に関してはその状況により乙は甲指定の業者に於いて損害賠償の責めに任ずる
3. 本物件明渡し時に前項の乙の修理負担がある場合、修理負担等の支払い等完了まで、丙は連帯して責めを負うものとする。

第7条 (更新・解約)

1. 期間満了の3ヶ月前までに双方異議なき場合は更に2年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 契約期間中、乙が本契約を解除する場合は、本契約解約日の3ヶ月以上前に光栄住宅(株)に通知すること。もし3ヶ月以上前に光栄住宅(株)に解約通知を怠った場合は3ヶ月分以上相当の賃料を甲に支払い解約する。尚、いったん解約の通知をした後はこれを取消すことは出来ない。
3. 甲に正当理由が生じて本契約を解除するときはその6ヶ月前に乙に予告のこと。
4. 解約にあたり乙の明渡し遅滞により甲が損害を受けたときは、乙及び丙はその損害を全額賠償する。

第8条 (契約解除)

乙に下記各項に該当する行為があったときは、甲は本契約を無条件で即時解除することが出来る。

1. 賃料を2ヶ月以上滞納又は、再々遅延したとき。仮差押等があったとき。
2. 甲の文書による承諾を得ずして本物件を他に転貸、譲渡、また表記の入居者以外、留守番等、名目の如何にかかわらず第三者を入居又は同居させたとき、増改築、構造変更等をなしたとき。
3. 賃借物件において公序良俗に反する一切の行為(覚醒剤、麻薬、売春、のみ行為等)及び暴力団又は、これに類似する行為の組事務所等として使用し、看板、代紋等の表示を室内外に掲示したとき。
4. 本契約に定める条項等を違約したとき

第9条 (契約の消滅)

1. 天災地変等による消滅

法律又は公共事業施行のため本物件の取り払い、又は使用禁止等の事由が発生した場合、及び本物件が老朽化又は天災地変、水・火災等によって損壊した場合は、甲に一切の責任は無く当然に本契約は消滅するものとする。但し、その原因が乙又は乙の関係者である場合保証金は返金しないものとする。

2. その他消滅

乙が甲に何らの通告なく物件を引払い退去したときは、その賃借権を放棄したものとみなし、本契約は消滅する。

第10条 (善管義務等)

乙は本物件を善良な管理者の注意をもって保全し、使用しなければならない。又本物件の内外において危険、若しくは近隣の迷惑となる行為(徹夜麻雀、放歌、宴会、喧嘩、宗教活動等の集会)及び車の違法駐車をしてはならない、又、犬猫等動物類は表記物件敷地内及び物件家屋内外に持ち込み(預かる)及び、飼育は出来ません。

第11条 (公租公課)

将来公租公課の増減、物価および本物件の価値の変動、近隣の賃料等との差があるときは表記の賃料及び共益費等を双方協議の上改訂することができる。

第12条 (解約清算)

1. 物件解約の清算について、本契約第6条及びその他乙の負担等がない場合、物件引渡し後30日以内に保証金等を清算するものとし、乙の負担等がある場合は、負担等の債務が完了後30日以内に甲は乙指定の銀行口座へ返金するものとする。
2. 乙は物件の明渡しに際し、特に取り決めのない限り、いかなる名目を以てするを問わず甲に対して一切金員等の請求をしないものとする。尚、如何なる契約解除の場合も本契約書を乙は甲に返還すること。

第13条 (連帯保証人)

1. 丙は、本契約書に実印を押印の上、印鑑証明書を1通添付し、如何なる理由があれども、乙が契約を解除し物件を明け渡し乙の一切の債務が完了する迄の連帯保証人とする
2. 連帯保証人は乙が賃借料等を遅延及び滞納した場合は無条件で即、支払いすることは勿論、本契約に基づく甲に対する乙の一切の義務につき、乙と連帯して履行する責めを負うものとする。尚、連帯保証人がその保証能力を失う又は、失う恐れのある場合及び、連帯保証人の死亡等により連帯保証人が無い状態になった場合は、30日以内に新たな連帯保証人を甲及び光栄住宅㈱へ書面をもって連絡し、乙及び新たな連帯保証人は本契約と同様の手続きをしなければならない。
3. 乙が民事再生・会社更生・会社整理・破産の申立の事由が生じたとき、本契約書第9条2項に該当したとき及び、賃料を滞納又は、行方不明等の場合は家屋明渡しに関する裁判、弁護士費用等諸経費及び、家賃、共益費等の滞納分全額を保証金より差引き不足の場合は連帯保証人が責任を持って支払う。尚、保証金に残額があれば残金及び家具等一切を甲は丙に返済することを乙及び、丙は承諾する。

第14条 (立ち入り協力等)

本物件の保全の為に甲及び甲指定の修理会社等の本物件の立ち入り及び修理等が必要な場合は、乙は協力して本物件の立ち入り及び修理に協力しなければならない。

第15条 (届出義務)

本契約中に乙又は丙が住所・電話番号等の連絡先が変更になれば、変更後一週間以内に甲及び、光栄住宅(株)へ連絡すること。

第16条 (保険等)

本契約は保証委託契約及び賃貸住宅総合保険を付すものであつて、契約期間中は必ず保証委託契約及び、賃貸住宅総合保険を継続するものとする。

第17条 (その他)

本契約に定めなき事項については関係法規に従うこととし、本物件上のことで裁判をする場合は、甲の住所を管轄する裁判所で裁判を行うことを乙は認める

特約条項

1. 本物件の駐車場利用に関し、将来本物件の駐車場が縮小または、閉鎖等があるまでは、甲の好意により、
2. 台まで無償での使用貸借とする。
2. 前条項により、駐車場が使えなくなった場合、乙は無条件で本物件駐車場を即時明け渡すこと。
3. 本物件のエアコンの維持管理修理等すべて乙の負担とする。
4. 事務所内の内改装は甲の承諾をもって認めるも、本物件明け渡し転出時は元の状況に復元することとする。
但し、内装及び看板等貸主が転出時点の現状有姿のまま解約に承諾した場合は、借主は内装及び看板等の備品等の造作買取請求権を一切放棄することとする。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名:自由民主党議員団)
(議員名:中田 慎也)

整理 番号	使 途 項 目	
	広報広聴費	
4-2	請求書は、次ページを参照のこと。 業務委託契約書は、次ページを参照のこと。	共通案分率 90%
		それ以外の案分 案分の説明 公式ウェブサイト維持管理費。 ウェブサイト全ページに対して政務活動に資するページを面積案分し、充当率は90%とした。

領 収 書

兵庫県議会議員 中田慎也 様

No.21042901

発行日:2021/4/30

金額 **¥400,000** (税込)

但 県政の広報広聴に向けたウェブサイト及びソーシャルネットワークサービスの維持管理費

上記正に領収いたしました。

cloud9foto 寺田雄

〒542-0076

大阪府中央区難波5-1-60

なんばスカイオ27階

TEL :

内 訳

税抜金額

消費税等



御 請 求 書

令和3年4月1日

兵庫県議会議員 中田慎也様

cloud 9 foto
大阪市中央区難波5-1-60
なんばスカイオ27階
寺田 雄

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求額

¥400,000

件名： 県政の広報広聴に向けたウェブサイト及びソーシャルネットワークサービスの維持管理費

日付	項目	数量	単価	金額
令和3/4/1	ウェブサイト及びソーシャルネットワークサービスの維持管理費	1	400,000	400,000

<< ご連絡事項 >>

金額は内税とさせていただきます。
契約期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（単年度契約）。

<< 振込先 >>

cloud9foto

業務委託契約書

兵庫県議会議員 中田慎也（以下「甲」という）と cloud9foto（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する政務活動および県政に関する政策の広報広聴に向けたオフィシャルウェブサイトの維持管理業務
 - (2) 前各号に定める業務に付随する業務
 - (3) その他、甲乙間で別途合意した業務。
3. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、年額金40万円（消費税込）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、令和3年4月末日までに、当年分の委託料を乙に支払う。金融機関の振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条（契約の解除）

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定に関わらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知すること

により、本契約を解約することが出来る。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
 - (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲：兵庫県伊丹市中央 1-2-5 グリーンバイツコーワ 2-14
兵庫県議会議員 中田 慎

乙：大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 27 階
cloud9foto 代表 寺田 旗

機軸を打ち出し、県政を実現し、行政刷新の突破口を開きたい。

NAKATA SHINYA -twitter-

なかたしんや@
@s_nakata_net

マンガマニアには示唆に
富む記事。

ただLINEマンガもピッコ
マも単純に縦読みスライ
ド型のWebtoonがとても
面白いからユーザー増や
しているんじゃないか
と。「俺レベ」「全読
想」などの漫画が口走

@s_nakata_net

メッセージ

実現したいこと

中田について

お問い合わせ

メッセージ

MESSAGE

兵庫県政に挑戦する決意について

兵庫県政に挑戦する決意について

兵庫県政に挑戦する決意について

兵庫県政に挑戦する決意について

医療 / Medical service

乳幼児から高齢者まで安心できる
救急医療・長期入院体制の確立と

教育 / Education

教育水準を向上させるため
スクールソーシャルワーカーの増員と
特別支援教育の充実

乳幼児から高齢者まで安心できる救急医療・長期入院体制の確立と、教育水準を向上させるためスクールソーシャルワーカーの増員と特別支援教育の充実



子育て / Child Rearing

待機児童問題の解消を目指した
保育士の処遇改善と採用

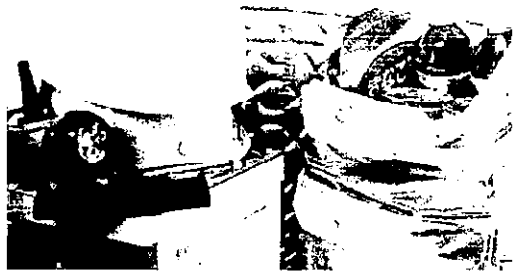
待機児童問題の解消を目指した保育士の処遇改善と採用、南海トラフ巨大地震をはじめとした大災害に対応できる広域連携の確立



防災 / Disaster prevention

南海トラフ巨大地震をはじめとした
大災害に对应できる広域連携の確立

南海トラフ巨大地震をはじめとした大災害に对应できる広域連携の確立、農業関係の制度改正と充実



農業 / Agricultural policy

都市農業の振興に向けた
農業関係の制度改正と充実

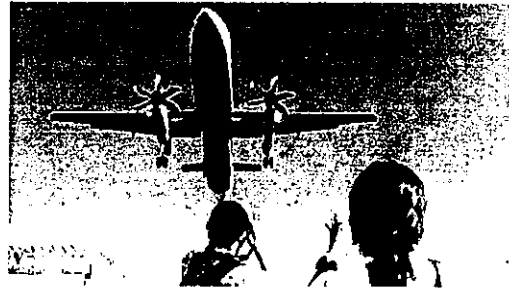
都市農業の振興に向けた農業関係の制度改正と充実

外資系企業として、日本市場の活性化に貢献
している。

空港 / Airport

**伊丹空港の活性化
および関西三空港の連携強化
(伊丹・関西・神戸の三空港)**

伊丹空港は、関西圏の主要な航空拠点として、
関西国際空港と神戸空港と連携強化を図り、
関西圏の航空ネットワークを強化している。



交通 / Traffic Policy

**自転車事故防止を目的とした
自転車専用レーンの整備**

自転車専用レーンの整備により、自転車と
歩行者の衝突事故を防止し、交通安全を
確保している。



財政 / Finance

**事業実施・財政負担における
市と県の役割分担の明確化**

事業実施と財政負担の明確化により、市と
県の役割分担を明確にし、事業の持続
性を確保している。



中田慎也について PROFILE

中田慎也のこれまでの経歴などの紹介

.....

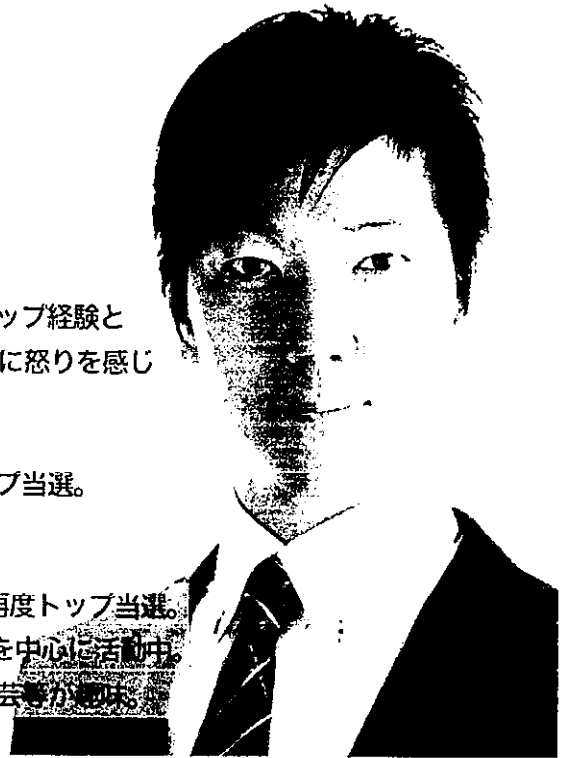
中田 慎也 / NAKATA SHINYA

1982年4月5日生まれ。兵庫県伊丹市出身。
二葉幼稚園 / 伊丹市立南小 / 大阪星光学院中・高を卒業後、
大阪大学 工学部 / 大阪大学大学院 工学研究科を経て修士課程修了。

卒業後、株式会社リクルートにて人材コンサルティング営業に従事。
在職中に自らのキャリアを思考する中、学生時代の議員インターンシップ経験と
社会の一部で垣間見られた『頑張った人が報われていない理不尽さ』に怒りを感じ
自ら機会を創り出し、機会によって社会を変えようと政治家を志す。

2011年の伊丹市議会議員選挙にて史上最高得票数4,940票を得てトップ当選。
総務政策（行財政改革）、議会改革分野を中心に政策提言を行う。

2015年の兵庫県議会議員選挙（伊丹市選挙区）にて18,069票を得て再度トップ当選。
現在、自由民主党会派に所属し、地域創生・医療制度・教育政策分野を中心に活動中。
サッカー / フットサル / ランニング / 読書 / デザイン / 語学学習 / 話芸が趣味。



活動拠点はこちら。兵庫県伊丹市を中心に活動しています。（お急ぎの際は下記までお問い合わせください）

中田慎也事務所
〒664-0851
伊丹市中央1-2-5 グランドハイツヨーワ2-16
TEL: 072-773-7220 FAX: 072-773-7221
（阪本伊丹駅 徒歩1分・駅ビル1F右タリ（右手側）
（深淵院風情 大津まさき事務所の隣にあります）

お問い合わせ
CONTACT

ご意見・ご質問なんでもお気軽に



- 伊勢
- 伊勢
- 伊勢

送信する